

## 資料5－別添1

(提案1)

【幹事会附置委員会】

○委員の決定（追加1件）

（東日本大震災復興支援委員会 福島復興支援分科会）

氏名	所属・職名	備考	推薦
船橋 晴俊	法政大学社会学部教授	連携会員	第一部

(提案2)

フューチャー・アースの推進に関する委員会運営要綱(平成25年6月28日日本学術会議第175回幹事会決定)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前						
<p>(略)</p> <p>(分科会)</p> <p><u>第4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%; text-align: center;">分科会</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">調査審議事項</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <u>持続可能な発展のための教育と人材育成の推進分科会</u> </td> <td style="vertical-align: top;"> <u>フューチャー・アース計画が提起している教育と人材育成に関連する諸課題の整理と検討、関連する研究者や研究プログラム及び教育研究機関・組織との連携、日本学術会議外のステークホルダーとの連携の進め方に関すること</u> </td> <td style="vertical-align: top;"> <u>15名以内の会員又は連携会員</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(設置期限)</p> <p><u>第5</u> (略)</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第6</u> (略)</p> <p>(雑則)</p>	分科会	調査審議事項	構成	<u>持続可能な発展のための教育と人材育成の推進分科会</u>	<u>フューチャー・アース計画が提起している教育と人材育成に関連する諸課題の整理と検討、関連する研究者や研究プログラム及び教育研究機関・組織との連携、日本学術会議外のステークホルダーとの連携の進め方に関すること</u>	<u>15名以内の会員又は連携会員</u>	<p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(設置期限)</p> <p><u>第4</u> (略)</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第5</u> (略)</p> <p>(雑則)</p>
分科会	調査審議事項	構成					
<u>持続可能な発展のための教育と人材育成の推進分科会</u>	<u>フューチャー・アース計画が提起している教育と人材育成に関連する諸課題の整理と検討、関連する研究者や研究プログラム及び教育研究機関・組織との連携、日本学術会議外のステークホルダーとの連携の進め方に関すること</u>	<u>15名以内の会員又は連携会員</u>					

第7 (略)

第6 (略)

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

フューチャー・アースの推進に関する委員会分科会の設置について

分科会等名： 持続可能な発展のための教育と人材育成の推進分科会

1	所属委員会名	フューチャー・アースの推進に関する委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	日本学術会議は国際科学会議（ICSU）などが主導するフューチャー・アース（Future Earth）計画の理念に沿った研究等を推進するため、「フューチャー・アースの推進に関する委員会」を幹事会の下に設置している。この委員会が優先的かつ緊急に取り組むべき課題の一つに、持続可能な発展のための教育と人材育成（education and capacity building for sustainable development）の推進がある。本分科会はこの課題への具体的な取り組み等を検討し、持続可能な発展のための教育（初等、中等、高等教育を含む）と人材育成に関して、国内的・国際的に発信することを目的とする。
4	審議事項	○フューチャー・アース計画が提起している教育と人材育成に関連する諸課題の整理と検討 ○関連する研究者や研究プログラム及び教育研究機関・組織との連携 ○日本学術会議外のステークホルダーとの連携の進め方
5	設置期間	<b>時限設置</b> 平成25年11月22日～平成26年9月30日
		常設
6	備考	※新規設置

(提案3)

分野別委員会運営要綱（平成23年9月1日日本学術会議第133回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
基礎生物学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	基礎生物学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同総合微生物科学分科会	・新規微生物の発見に関する審議 ・微生物の増殖・生活環境に関する研究展開についての審議 ・微生物の新たな能力開発に関する審議 ・微生物と宿主との関わり合いに関する審議	20名以内の会員又は連携会員			基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会合同総合微生物科学分科会	・新規微生物の発見に関する審議 ・微生物の増殖・生活環境に関する研究展開についての審議 ・微生物の新たな能力開発に関する審議 ・微生物と宿主との関わり合いに関する審議	20名以内の会員又は連携会員	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
統合生物学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	統合生物学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同総合微生物科学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載			基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会合同総合微生物科学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	農学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同総合微生物科学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載			基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会合同総合微生物科学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
基礎医学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	基礎医学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同総合微生物科学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載			基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会合同総合微生物科学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

臨床医学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	臨床医学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同総合微生物科学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載			(所属委員会の追加)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
環境学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	環境学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	環境学委員会都市と自然と環境分科会	1. 東京の都市の発達と自然的歴史的緑地形成史に係る審議に関すること 2. 神宮内外苑をケースとした都市環境の変化と樹林の生長・変化・影響・環境圧に伴う生物生息、生物多様性、土壌環境等予測と総括にもとづく指針の作成に関すること	15名以内の会員又は連携会員			環境学委員会都市と自然と環境分科会	1. 東京の都市の発達と自然的歴史的緑地形成史に係る審議に関すること 2. 神宮内外苑をケースとした都市環境の変化と樹林の生長・変化・影響・環境圧に伴う生物生息、生物多様性、土壌環境等予測と総括にもとづく指針の作成に関すること	15名以内の会員又は連携会員	
	環境学委員会都市と自然と環境分科会地域環境情報の整備・統合・活用に関する小委員会	地域環境情報の統合に向けた課題整理と今後の整備・活用の方針について検討する	12名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者			(新規設置)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
土木工学・建築学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	土木工学・建築学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	土木工学・建築学委員会土木工学・建築学分野の参照基準検討分科会	土木工学・建築学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関すること	20名以内の会員又は連携会員	設置期間： 平成24年1月21日～ 平成26年3月31日		土木工学・建築学分野の参照基準検討分科会	土木工学・建築学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関すること	20名以内の会員又は連携会員	設置期間： 平成24年1月21日～ 平成25年1月30日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会・  
臨床医学委員会 合同分科会の設置について

分科会等名： 総合微生物科学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○基礎生物学委員会 統合生物学委員会 農学委員会 基礎医学委員会 臨床医学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>微生物は、有用微生物、病原微生物、およびどちらにも分類出来ないその他の微生物に分けられる。どの微生物分類にも、まだ知られていない数多くの微生物が存在している。地球上には予測も出来ない能力をもつ微生物が存在し、微生物の力は計り知れない。そこで新規微生物の発見につとめるとともに、微生物の能力を知り、微生物と人類との関わり合いを広く深く探求することは、人類の文化をより豊かに発展させることに大きく貢献するはずである。</p> <p>この分科会は、病原微生物を含む全ての微生物の研究を多方面から総合的に展開することにより、基礎から応用に到るすべての局面で、人類の文化に対する微生物の貢献を明らかにすることを目的としている。</p>
4	審議事項	<p>(1)新規微生物の発見に関する審議 (2)微生物の増殖・生活環に関する研究展開についての審議 (3)微生物の新たな能力開発に関する審議 (4)微生物と宿主との関わり合いに関する審議</p>
5	設置期間	<p>時限設置      年      月      日～      年      月      日</p> <p><input type="checkbox"/> 常設</p>
6	備考	<p>※所属委員会の追加（臨床医学委員会を追加）</p> <p>総合微生物科学分科会では、病原微生物を含む全ての微生物の研究とともに、それに関わる感染症やワクチン開発といったヒトの健康に関わる諸課題を、臨床医学委員会と密接な連携のもとに活動を行うことを目的の一つとしたため、所属委員会に臨床医学委員会を追加する。</p>

環境学委員会都市と自然環境分科会小委員会の設置について

分科会等名： 地域環境情報の整備・統合・活用に関する小委員会

1	所属委員会名	環境学委員会
2	委員の構成	12名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者
3	設置目的	環境共生社会に対する期待が高まるなか、適切な環境計画の策定には、環境情報の整備が不可欠である。しかし現状では同じ土地に対しても立場の違いによって異なるデータ整理をしているなど、必要な環境情報が得られなかったり、あるいは適切に活用されなかったりしている。今後はこのような異なるデータを統合するための課題を整理する必要がある。そこで本小委員会では、環境情報の統合に向けた課題整理と今後の整備・活用の方針について検討することを目的にして、ニーズ側の検討としてこれからの環境計画の展望、新たな展開を議論したうえで、環境情報の現状把握と統合手法について行政担当者などを交えて議論を行う。
4	審議事項	地域環境情報の統合に向けた課題整理と今後の整備・活用の方針について検討する
5	設置期間	時限設置      年    月    日～      年    月    日 <input type="checkbox"/> 常設
6	備考	※新規設置



土木工学・建築学委員会分科会の設置について

分科会等名： 土木工学・建築学分野の参照基準検討分科会

1	所属委員会名	土木工学・建築学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会は、平成22年7月22日に取りまとめ、同年8月17日に文科省に手交した、「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」において、学士課程教育の分野別の質保証のために、各分野の教育課程編成上の参照基準を策定すべきことを述べた。</p> <p>このことを受けて、土木工学・建築学分野における教育課程編成上の参照基準を検討するため、本分科会を設置するものである。</p>
4	審議事項	土木工学・建築学分野における教育課程編成上の参照基準の検討
5	設置期間	平成24年12月21日～平成25年11月30日 ( <u>上記期限を平成26年3月31日までに延長</u> )
6	備考	※設置期限延長 報告案の審議のための時間が必要なため。

【小委員会】

○委員の決定（新規1件）

（環境学委員会 都市と自然環境分科会 地域環境情報の整備・統合・活用に関する小委員会）

氏名	所属・職名	備考
鷺谷いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	第二部会員
石川 幹子	中央大学理工学部人間総合理工学科教授	第三部会員
池田 駿介	株式会社建設技術研究所国土文化研究所長、 東京工業大学名誉教授	連携会員
一ノ瀬友博	慶應義塾大学環境情報学部教授	連携会員
進士五十八	東京農業大学名誉教授	連携会員
鳥越けい子	青山学院大学総合文化政策学部教授	連携会員
濱野 周泰	東京農業大学地域環境科学部教授	連携会員
村上 暁信	筑波大学システム情報系准教授	連携会員

提案4～5は提言等関係のため別添2～3を御覧ください。

(提案6)

日本学術会議協力学術研究団体規程(平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第3 (第2項関係)			別表第3 (第2項関係)		
(略)			(略)		
要件	確認	備考	要件	確認	備考
(略)		(略)	(略)		(略)
(3) 研究者*の自主的な集まりで、研究者が構成員の半数以上であること(注2)		a 研究者数 (      名) 研究者比率 (      %)	(3) 研究者*の自主的な集まりで、研究者が構成員の半数以上であること(注2)		a 研究者数 (      名) 研究者比率 (      %)
		b 大学教員 <u>(※①)</u> (      名) 研究機関研究員 <u>(※②～⑤)</u> (      名)			b 大学教員 (      名) 研究機関研究員 (      名)
		c その他 <u>(※⑥)</u> (      名)			c その他 (      名)

(4) 役員の半数以上が研究者*であること	a	役員数(       名) 研究者数(       名) 研究者比率(       %)	(4) 役員の半数以上が研究者*であること	a	役員数(       名) 研究者数(       名) 研究者比率(       %)
	b	大学教員(※①) (       名) 研究機関研究員(※②～⑤) (       名)		b	大学教員 (       名) 研究機関研究員 (       名)
	c	その他(※⑥) (       名)		c	その他 (       名)
(略)			(略)		
(6) <u>人文・社会科学、生命科学又は理学・工学</u> に関する学術の研究発表及び議論を主たる目的とする機関誌を発行していること(注3)			(6) 人文科学、社会科学又は自然科学に関する学術の研究発表及び議論を主たる目的とする機関誌を発行していること(注3)		

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(略)</p> <p>※「研究者」の具体的範囲は以下のとおりとする。</p> <p>① <u>大学、高等専門学校、大学共同利用機関等において研究に従事する者</u></p> <p>② <u>国立試験研究機関、特殊法人、及び独立行政法人等において研究に従事する者</u></p> <p>③ <u>地方公共団体の試験研究機関等において研究に従事する者</u></p> <p>④ <u>公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人等において研究に従事する者</u></p> <p>⑤ <u>民間企業において研究に従事する者</u></p> <p>⑥ <u>その他、高度の専門性を有し、職務として研究に従事する者</u>  <u>(①の非常勤職に就く者を含む) 又は当該研究分野に関し、優れた業績を有する者</u></p>			<p>(略)</p> <p>※「研究者」とは、<u>人文・社会科学から自然科学までを包含するすべての学術分野において、新たな知識を生み出す活動、あるいは科学的な知識の利活用に従事する者をいう。</u></p>		

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

●日本学術会議協力学術研究団体規程（抄）

〔平成17年10月4日  
日本学術会議第1回幹事会決定〕

（称号の付与）

第2 協力学術研究団体の称号の付与は、次の手続により行うものとする。

- ① 称号の付与を受けようとする団体は、申込書（別表1に定める様式）及び協力学術研究団体指定要件確認書（別表3に定める様式）に、学術研究団体の連合体は、申込書（別表2に定める様式）に、それぞれ所要の事項を記入の上、会長あて申し込むものとする。
- ② 協力学術研究団体の称号の付与の申込みがあったときは、会長は、科学者委員会にその処理を付託するものとする。
- ③ 科学者委員会は、必要に応じ関係各部に諮った上、会長に意見を述べ、会長はこれに基づいて幹事会に諮り決定する。
- ④ 会長は、幹事会の決定を速やかに当該団体に通知するとともに、協力学術研究団体として当該団体名を日本学術会議のホームページに掲載する。

別表第3（第2項関係）

（学術研究団体用）

協力学術研究団体指定要件確認書

平成 年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

○記入方法

1. 貴学会について、次表に示す各項目の要件を満たしていることを確認の上、確認欄に「○」を記入してください。  
なお、すべての要件を満たさない場合は、協力学術研究団体の称号は付与されません。
2. 要件(1)については、備考欄に個人会員である構成員の数（学部学生を除く。）を記入してください。
3. 要件(3)については、備考欄 a に研究者数（b・cの合計）及び構成員における研究者比率（研究者数/構成員数）を、b に大学教員及び研究機関研究員の人数をそれぞれ記入してください。また、大学教員及び研究機関研究員以外で研究者と考えられる者がいる場合は、c その他に人数を記入するとともに、研究者と考える理由を具体的に記入してください。
4. 要件(4)については、備考欄 a に役員数、研究者数(b+c)及び役員における研究者比率（研究者数/役員数）を、b に大学教員及び研究機関研究員の人数をそれぞれ記入してください。また、大学教員及び研究機関研究員以外で研究者と考えられる者がいる場合は、c その他に人数を記入するとともに、研究者と考える理由を具体的に記入してください。

要 件	確 認	備 考
(1) 構成員（個人会員）の数が100人以上であること	○	構成員数（                  名）

(2) 学術研究の向上発達を図ることを目的としていること (注1)		
(3) 研究者 <sup>※</sup> の自主的な集まりで、研究者が構成員の半数以上であること (注2)	a	研究者数 (        名) 研究者比率 (        %)
	b	大学教員(※①) (        名) 研究機関研究員(※②～⑤) (        名)
	c	その他(※⑥) (        名)
(4) 役員の半数以上が研究者 <sup>※</sup> であること	a	役員数(        名) 研究者数(        名) 研究者比率(        %)
	b	大学教員(※①) (        名) 研究機関研究員(※②～⑤) (        名)
	c	その他(※⑥) (        名)
(5) 上記(4)の研究者が会費を負担していること		
(6) 人文・社会科学、生命科学又は理学・工学に関する学術の研究発表及び議論を主たる目的とする機関誌を発行していること (注3)		
(7) 機関誌は、発行の終期を予定し得ないものであること (注4)		
(8) 機関誌は、学術に関する団体自身が発行するものとしての形態を具備しているものであること (注5)		

(注1) 次のようなものは該当しません。

- ① 一定の思想、主義、主張の普及又は宣伝を主たる目的とするもの
- ② 趣味を目的とする同好者の集まりと認められるもの
- ③ 学術の研究が当該団体又は当該業種の事業目的の従たる目的に過ぎないと認められるもの

④ 営利を目的とすると認められた団体及びその附属機関

(注2) 次のようなものは該当しません。

① 国、特殊法人、独立行政法人及び地方公共団体並びにこれらの設置した学校及び附属機関

② 学校法人の設置した学校及び附属機関

③ ①②の名称を冠したもののうち、実質的に、構成員の資格が特定の大学、学術研究機関その他の団体に所属する者  
(かつてこれらに所属していたものを含む。) となっているもの

④ 団体の研究が、研究者で行われているとは認められないもの

(注3) 次のようなものは該当しません。

① 予稿集、講演要旨集、会議用資料など

② 団体又はその構成員の消息、意見等をその団体内に報告、交換することを主たる目的とするもの

③ 文献紹介、図書目録等単なる資料集

④ 時事を報道論議することを主たる目的とするもの

(注4) 単行本の体裁、性質を有するものは該当しません。

(注5) 発行人が国、特殊法人、独立行政法人、地方公共団体及び学校法人並びにこれらの設置した学校及び附属機関、書店、出版社等であって、学術研究団体自身の発行するものとしての形態を具備していない次のようなものは該当しません。

① 刊行物の表紙の発行人が、△△大学××学部となっているもの

② 刊行物の表紙の発行人が○○学会となっても奥付けの部分が△△大学××学部となっているもの

※ 「研究者」の具体的範囲は以下のとおりとする。

① 大学、高等専門学校、大学共同利用機関等において研究に従事する者

② 国立試験研究機関、特殊法人、及び独立行政法人等において研究に従事する者

③ 地方公共団体の試験研究機関等において研究に従事する者

④ 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人等において研究に従事する者

⑤ 民間企業において研究に従事する者

⑥ その他、高度の専門性を有し、職務として研究に従事する者(①の非常勤職に就く者を含む)又は当該研究分野に関し、優れた業績を有する者



### 平成25年度代表派遣計画の変更

会議の派遣期間及び開催地について変更があったため、平成25年度代表派遣計画の変更を行う。

会議名称	派遣期間（会期分）	開催地（国）	派遣人員	変更内容	変更理由	備考
第67回地質科学連合（IUGS）理事会	2014年2月20日～22日 ↓ 2014年2月8日～10日	北京（中国） ↓ ゴア（インド）	1	派遣期間、開催地の変更	主催者の都合のため	IUGS分科会北里委員長より変更通知 【第2区分】
宇宙空間研究委員会（COSPAR）第81回理事会・第9回科学諮問会議プログラム委員会	2014年3月24日～27日 ↓ 2014年3月17日～20日	パリ（フランス）	1	派遣期間の変更	主催者の都合のため	COSPAR分科会佐々木委員長より変更通知 【第2区分】
宇宙空間研究委員会（COSPAR）2014科学総会プログラム委員会	2014年3月24日～26日 ↓ 2014年3月17日～20日	パリ（フランス）	1	派遣期間の変更	主催者の都合のため	COSPAR分科会佐々木委員長より変更通知 【第2区分】
第27回国際科学会議（ICSU）科学計画評価委員会	2014年3月26日～27日 ↓ 2014年4月3日～4日	パリ（フランス）	1	派遣期間の変更	主催者の都合のため ※派遣期間が平成26年4月であるが、平成26年度始めの一定期間の出張案件は事前手続きにより平成25年度の予算で執行が可能である。	国際委員会Gサイエンス及びICSU等分科会春日委員長より変更通知 【第2区分】

提案 8

○代表派遣:平成25年度1-3月期及び平成26年4月の会議派遣候補者

別 紙

番号	国際会議等	会 期		開催地及び用務地	派遣候補者 (職名)	備考
			計			
1	第42回地質科学国際研究計画 (IGCP)本部理事会・総会	2月17日	3 日	パリ	齋藤 文紀 連携会員 (独)産業技術総合研究所地質情報研究部門首席研究員	IUGS分科会 北里委員長より推薦 特別派遣
		～ 2月19日		フランス		
2	第67回地質科学連合(IUGS)理事会	2月8日	3 日	ゴア	小川 勇二郎 特任連携会員 筑波大学名誉教授	IUGS分科会 北里委員長より推薦 第2区分
		～ 2月10日		インド		
3	宇宙空間研究委員会(COSPAR)第81 回理事会・第9回科学諮問会議プロ グラム委員会	3月17日	4 日	パリ	佐々木 晶 連携会員 大阪大学大学院理学研究科教授	COSPAR分科会 佐々木委員長より推薦 第2区分
		～ 3月20日		フランス		
4	宇宙空間研究委員会(COSPAR)2014 科学総会プログラム委員会	3月17日	4 日	パリ	中村 卓司 特任連携会員 国立極地研究所教授	COSPAR分科会 佐々木委員長より推薦 第2区分
		～ 3月20日		フランス		
5	第27回国際科学会議(ICSU)科学計 画評価委員会	4月3日	2 日	パリ	春日 文子 第二部会員 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長	国際委員会Gサイエンス及びICSU等分科会 春日委員長より推薦 第2区分
		～ 4月4日		フランス		

提案 9 ～ 1 6 はシンポジウム等関係のため別添 4 を御覧ください